

消費税免税制度変更のお知らせ（令和5年3月24日現在）

2023年4月1日から消費税免税制度が変更となります。

（1）日本国籍を有する方

（2）外国籍を有する方

○詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankochō/tax-free/reiwa4kaisei.html>

○お問い合わせ先：

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当

メールアドレス： hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp